

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：タイ国第2次バンコク都市鉄道マスタープランに基づく整備、政策
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：タイ国第2次バンコク都市鉄道マスタープランに基づく
整備、政策

調達管理番号：26a00060

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年7月29日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：タイ国第2次バンコク都市鉄道マスタープランに基づく整備、政策
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2028年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。¹具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026 年度（2027 年 2 月頃）
- 2) 2027 年度（2028 年 2 月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年8月4日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年8月5日 12時まで
3	質問への回答	2026年8月17日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年8月21日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知	2026年9月1日 まで
7	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記２．（３）参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/492fHNq9Jb>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当

たつての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と協議・設定した業務の目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	「バンコク首都圏における今後の都市鉄道のあり方」の策定に向け、必要となる検討項目及び各項目に係る調査手法	第4条2（1）①成果1
2	鉄道需要予測の結果を踏まえた将来路線計画の策定に向け、必要となる検討項目及び各項目に係る調査手法	第4条2（1）②成果2
3	レッドライン沿線の Transit Oriented Development（以下、「TOD」とする。）事	第4条2（1）③成果3

	業内容の検討実施にあたり、必要となる検討項目及び各項目に係る調査手法	
--	------------------------------------	--

2. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、要請書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

☒別紙１「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条 実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙２「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）技術協力個別案件としての業務実施

本業務は技術協力個別案件として実施されるものであり、業務開始に当たっては、第一回現地渡航時にワーク・プランを実施機関に提示する。併せて、「第５条 報告書等 １．報告書等（２）ワーク・プラン」に記載された項目について実施機関と協議を行い、合意形成を図った上で業務を開始する。

（２）国内有識者との連携

契約締結後に実施される国内有識者（政策研究大学院大学／森地茂名誉教授、日本大学／福田敦特任教授、広島大学／力石真教授）との打合せにおいて、本業務の具体的な活動内容に関する専門的助言を得ることを想定している。当該助言を十分に踏まえた上でワーク・プランを作成し、発注者及び国内学識者の確認を経て最終化する。

（３）C/P のオーナーシップの確保

バンコク首都圏において、公共交通を主体とした社会の形成を図るためには、本業務終了後も鉄道政策や都市鉄道路線計画等について継続的に見直しを行うことが必要である。そのため、本業務では、タイ側が実施する各活動に対しての助言・支援にとどめ、タイ側が自立的かつ主体的に継続的な見直しを実施できるよう、技術移転を重視した活動内容とする点に留意する。

（４）長期専門家との協働

タイ運輸省鉄道局（以下、「DRT」とする）には既に長期専門家１名（指導科目：鉄道セクター、派遣期間：2024年３月～2027年９月）が派遣されており、同専門家の業務は、鉄道行政を所管するDRTの制度面・行政面全般の能力強化を主たる目的としている。一方、本業務では、鉄道政策の策定、都市鉄道路線計画の作成、TOD事業の推進など、バンコク首都圏において公共交通を主体とした社会の形成を図

るため、DRTにより実施されるべき実務レベルの取組みを支援するものである。活動内容によっては長期専門家との業務の重複が生じることも考えられるため、長期専門家の協力・支援を得ながら、各成果の達成に向けた活動を実施する。また、本業務を通じて得られる都市鉄道政策、都市鉄道路線計画、TOD事業等に係る知見・経験を適宜共有し、長期専門家と受注者が一体となって成果の最大化を図る。これにより、政策レベルから実務レベルに至る一貫した支援体制を構築し、各政策及び計画の実効性の向上を目指す。さらに、TOD事業にかかる活動については、タイ国鉄（以下、「SRT」とする）及びSRTアセット社（以下、「SRTA」とする）に派遣されている長期専門家1名（指導科目：都市開発及びスマートシティ、派遣期間：2024年11月～2026年10月）とも協働を図る。

（５）Technical Advisory Committee（TAC）の開催

DRTの諮問機関として、Technical Advisory Committee（以下、「TAC」とする）が設置されており、第1回TACが2025年2月、第2回TACが2025年7月、第3回TACが2026年5月に開催され、都市鉄道政策に係る議論が行われている。本業務においても各成果の達成に向けた協議の場としてTACを活用し、概ね半年に1回の頻度で開催することを想定している。ついては、TACの開催に向けたDRTや各鉄道事業社等の関係機関との調整、資料作成等を主導する。なお、本TACには国内有識者の出席も想定している²。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動³

活動1-1：バンコク首都圏における都市鉄道整備／運営に関する実態（都市鉄道の整備・運営状況、混雑状況、乗換え時間、共通チケット導入状況等）を把握するための情報収集／整理／分析作業を支援す

²国内有識者の派遣に必要な経費については、JICAが負担するため見積への計上は不要。

³「バンコク首都圏における今後の都市鉄道のあり方」の策定にあたり、都市鉄道整備／運営に関する実態（都市鉄道の整備・運営状況、混雑状況、乗換え時間、共通チケット導入状況等）を把握するため、必要となる検討項目及び各項目に係る調査手法の提案を求める。なお、「あり方」の内容自体の提案を求めるものではなく、上述のとおり、その策定に必要な合理的な検討項目等の提案を求めるものである。

る。

活動 1-2：活動 1-1 による情報収集／整理／分析作業結果を踏まえ、バンコク首都圏の都市鉄道が目指すべき姿を整理した「バンコク首都圏における今後の都市鉄道のあり方」の策定を支援する。

活動 1-3：「バンコク首都圏における今後の都市鉄道のあり方」の実現に向け、必要となる鉄道政策、関係機関との協議を通じた政策の優先順位及び実施に向けたロードマップの策定等を支援する。

活動 1-4：策定された鉄道政策を実現するため、実施体制の確立や必要となる予算の確保等、具体的取組みの推進を支援する。

② 成果 2 に関わる活動⁴

活動 2-1：M-MAP2 で提案されている路線計画について、需要、ネットワーク、沿線土地利用等の観点から行われる分析／評価作業を支援する。

活動 2-2：M-MAP2 で提案されている路線整備状況（各路線の事業進捗、計画変更等）の把握を支援する。

活動 2-3：都市構造や将来の交通需要変化を踏まえ、バンコク中心部から 40km 圏内を対象とした鉄道需要予測の実施を支援する。

活動 2-4：鉄道需要予測の結果を踏まえ、将来路線計画の策定を支援するとともに、各路線について整備の必要性及び整備効果の評価を支援する。

活動 2-5：需要規模、事業費、事業効果等の観点から各路線を評価し、将来路線計画の適切な整備順位及び輸送モードの検討を支援する。

③ 成果 3 に関わる活動⁵

活動 3-1：レッドライン沿線の土地利用計画、人口動態、交通結節機能及び不動産開発計画等に関する情報の収集／整理／分析作業を支援する。

活動 3-2：タマサート大学駅及びサラヤ駅を対象に、土地利用計画策定、交通結節点機能強化、歩行者空間整備及び民間開発導入等を含む

⁴都市構造や将来の交通需要変化を考慮した鉄道需要予測の実施にあたり必要となる検討項目及び各項目に係る調査手法、また、将来路線計画の策定にあたり、鉄道需要予測結果をどのように路線計画、整備優先順位及び輸送モードの選定に反映させるかという観点から、必要となる検討項目及び各項目に係る調査手法の提案を求める。

⁵レッドライン沿線全体におけるTOD推進の基本方針及び開発コンセプトを策定するうえで、また、重点的に開発すべき駅を選定するとともに駅毎にTOD事業内容を検討するうえで必要となる検討項目及び各項目に係る調査手法の提案を求める。

TOD 事業（パイロットプロジェクト）内容の検討を支援する。

活動 3-3：パイロットプロジェクトの結果を踏まえ、レッドライン沿線全体における TOD 推進の基本方針及び開発コンセプトの策定を支援する。

活動 3-4：レッドライン沿線全体における TOD 推進の基本方針及び開発コンセプトの策定結果を踏まえ、重点的に開発すべき駅を選定するとともに駅毎に TOD 事業内容の検討を支援する。

活動 3-5：策定した TOD 事業内容の実現に向け、関係機関及び民間事業者との連携を図り、具体的取組みの推進を支援する。

（２）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。



⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	業務開始後から 1 ヶ月後	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書業務	業務開始から 6 か月毎	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	各 1 部
		英語	製本	各 1 部

- 業務完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者

に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（活動のフローに沿って記述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 成果の達成度
- ⑤ 今後の活動／協力に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)業務フローチャート
- (イ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ)人員計画（最終版）
- (エ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (オ)議事録等
- (カ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注

者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) バンコク首都圏における今後の都市鉄道のあり方（提言）
- (2) バンコク中心部から 40km 圏内を対象とした鉄道需要予測結果
- (3) 将来路線計画の策定結果
- (4) 将来路線計画の適切な整備順位及び輸送モードの検討結果
- (5) タマサート大学駅及びサラヤ駅を対象とした TOD 事業（パイロットプロジェクト）内容の検討結果
- (6) レッドライン沿線全体の TOD 事業内容の検討

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱い
1	タマサート大学駅及びサラヤ駅を対象とした TOD 事業内容の検討	タマサート大学駅及びサラヤ駅を対象とした土地利用計画策定、交通結節点機能強化、歩行者空間整備及び民間開発導入等を含む TOD 事業内容の検討	1 式	定額計上

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等

について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：タイ王国（タイ）

案件名：第2次バンコク都市鉄道マスタープランに基づく整備、政策
(Development and Policy Adviser under the M-MAP2)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

1990 年代以降、バンコク首都圏の都市鉄道マスタープランは数次に渡り見直されてきた。2010 年には、タイ政府によりバンコク首都圏鉄道マスタープラン(Mass Rapid Transit Master Plan in Bangkok Metropolitan Region。以下「M-MAP」という)が策定され、現在実施・計画されているバンコク首都圏の各種都市鉄道事業の基礎となっている。その後、M-MAP に次ぐ新たなマスタープラン(The Second Mass Rapid Transit Master Plan in Bangkok Metropolitan Region、以下「M-MAP2」という)策定に係る協力要請が JICA になされ、2017 年 3 月、JICA とタイ運輸省交通政策計画局(The Office of Transport and Traffic, Policy and Planning。以下「OTP」という)は、M-MAP2 に係る「骨太の方針(Blue Print)」の策定及び M-MAP2 の詳細計画の策定につき合意した。上記に基づき、JICA は 2017 年 9 月から、M-MAP2 にかかる「骨太の方針(Blue Print)」の策定及び需要予測モデル改訂に向けた課題抽出等に必要な情報収集を行うため、基礎情報収集・確認調査(以下、「基礎調査」という)を実施した。本基礎調査の結果、2019 年 1 月に「骨太の方針(Blue Print)」が the Commission for the Management of Land Traffic により承認された。近年では、JICA の技術協力プロジェクト「バンコク首都圏都市鉄道新マスタープラン(M-MAP2)策定プロジェクト」(2021~2024 年)を通じ、「骨太の方針(Blue Print)」を踏まえた、より精緻な需要予測に基づく 2029 年度を目標年次とした都市鉄道マスタープラン(整備路線の優先順位付けを含む)を作成し、2040 年までに都市鉄道ネットワークを 600km 以上に拡張する計画が示されている。

上記の技術協力プロジェクトでは、持続可能な運賃設定、車両混雑混和策、鉄道利用促進策等、M-MAP2 路線の整備と併せて取り組むべき鉄道政策についても検討されていたが、これら鉄道政策を実現するための具体的な取組みに関する検討・実現には至っていない。かかる状況を踏まえ、タイ運輸省鉄道局(DRT)は、鉄道政策及び鉄道政策を実現するための具体的な取組みを議論するための Technical Advisory Committee(以下、「TAC」という)を設立し、第1回 TAC を 2025 年 2 月、第2回 TAC

を 2025 年 7 月に開催した。2026 年 5 月に開催予定の第 3 回 TAC⁶において、最新の社会情勢やこれまでの TAC での議論等を踏まえて、バンコク首都圏の都市鉄道が目指すべき姿を整理した「今後のバンコク首都圏における都市鉄道のあり方（骨子）」の取りまとめを予定⁷している。同骨子策定後の「バンコク首都圏における今後の都市鉄道のあり方（提言）」に求められる数値目標等の定量情報や具体的な実現方策、路線計画見直しの方向性を盛り込むためには、バンコク首都圏における都市鉄道整備／運営に関する実態を把握するための更なる情報収集／整理／分析が必要不可欠である。

また、M-MAP2 では、バンコク中心部から 20km 圏内を対象に、2040 年までに都市鉄道ネットワークを 600km 以上に拡張する計画が示されているものの、バンコク都市部における生活圏が郊外へと拡大している中、バンコク首都圏において公共交通を主体とした社会の形成を図るためには、現状の鉄道整備状況や M-MAP2 路線計画のレビュー結果を踏まえ、バンコク中心部からの対象圏内を拡大した新たな将来路線計画の策定、将来路線計画の適切な整備順位及び輸送モードを検討する必要がある。

さらに、第 2 回 TAC において、レッドラインの利用促進や沿線発展の実現に向け、レッドライン延伸事業と一体的に TOD 事業を実施していくことの重要性がタイ側より示された。これを受け、具体的な TOD 事業内容を検討するための WG を、TAC の下に設置することとなった。本 WG では、レッドライン北線延伸区間の「タマサート大学駅」及び西線延伸区間の「サラヤ駅」を対象に、タイ側が今後、自律的に TOD 事業を検討していくための経験を積むことを目的としたパイロットプロジェクトの実施で TAC 関係者の合意を得ているものの、両駅周辺の開発範囲や土地利用計画等を踏まえた TOD 事業を策定するためには、レッドラインの沿線環境やレッドライン周辺の開発計画等に関する情報の収集／整理／分析が必要不可欠である。また、タマサート大学駅及びサラヤ駅以外の駅⁸においても、駅前広場や二次交通整備等の具体的な TOD 事業内容を検討し、レッドライン沿線全体の TOD 事業にかかる将来ビジョンを策定することが、レッドラインの利用促進や沿線発展の実現に向けて強く求められている。

かかる状況を踏まえ、第 2 次バンコク都市鉄道マスタープラン（M-MAP2）に基づく整備、政策を推進するための専門家の派遣がタイ政府より要請された。なお、タイ運輸省鉄道局（DRT）には既に長期専門家 1 名を派遣しており、同専門家の派遣は、鉄道行政を所管する DRT の制度面・行政面全般の能力強化を主たる目的としている。一方、本案件で派遣を予定している専門家は、鉄道政策の策定、都市鉄道路線計画の作成、TOD 事業の推進など、バンコク首都圏において公共交通を主体とした社会の形成

⁶ 2026年5月に予定どおり開催済み。

⁷ 第3回TACでの議論等を踏まえて「今後のバンコク首都圏における都市鉄道のあり方（骨子）」を取りまとめ済み。

⁸ 現時点において、具体的な候補駅の一つとしてチアンラック駅を想定。

を図るため、DRT により実施されるべき実務レベルの取組みを支援するものである。

(2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

対タイ王国国別開発協力方針（2024 年 9 月）における重点分野として「持続的な経済開発及び成熟する社会への対応」が定められ、渋滞緩和等の都市機能の向上、質の高いインフラ整備を支援するとしている。また、「対タイ王国 JICA 国別分析ペーパー」（2025 年 3 月）では、「産業の基盤となる社会・経済インフラの発展等の推進」を主要開発課題の一つであると分析しており、本事業はこれら方針及び分析に合致する。加えて、本事業は、グローバル・アジェンダ「運輸交通（都市公共交通の推進）」に合致するほか、バンコク地域の交通渋滞の緩和や大気汚染による環境への悪影響の軽減に資することから、SDGs ゴール 9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」、ゴール 11「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」、及びゴール 13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

他の援助機関からタイ運輸省鉄道局（DRT）に対して、専門家は派遣されていない。

3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名

タイ運輸省鉄道局（DRT）／バンコク首都圏

(2) 事業実施期間

2026 年 10 月～2028 年 9 月を予定（計 24 カ月）

(3) 事業実施体制

タイ運輸省鉄道局（DRT）に対し、専門家を派遣するもの。

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果 1：適切かつ持続可能な都市鉄道整備／運営を実現するための政策策定能力が強化される。

成果 2：タイ側が作成するバンコク首都圏の都市鉄道路線計画に対して助言が提供される。

成果 3：タイ側が策定するレッドライン沿線全体の TOD 事業にかかる将来ビジョンに対して助言が提供され、具体的な TOD 事業が推進される。

（２）活動

活動１－１：バンコク首都圏における都市鉄道整備／運営に関する実態を把握するための情報収集／整理／分析作業を支援する。

活動１－２：バンコク首都圏の都市鉄道が目指すべき姿を整理した「バンコク首都圏における今後の都市鉄道のあり方」の策定を支援する。

活動１－３：「バンコク首都圏における今後の都市鉄道のあり方」の実現に向け、必要となる鉄道政策の策定を支援する。

活動１－４：策定された鉄道政策を実現するための具体的取組みの推進を支援する。

活動２－１：M-MAP2 で提案されている路線計画の分析／評価作業を支援する。

活動２－２：M-MAP2 で提案されている路線整備状況の把握を支援する。

活動２－３：バンコク中心部から 40km 圏内を対象とした鉄道需要予測の実施を支援する。

活動２－４：鉄道需要予測の結果を踏まえた将来路線計画の策定を支援する。

活動２－５：将来路線計画の適切な整備順位及び輸送モードの検討を支援する。

活動３－１：レッドラインの沿線環境やレッドライン周辺の開発計画等に関する情報の収集／整理／分析作業を支援する。

活動３－２：タマサート大学駅及びサラヤ駅を対象とした TOD 事業（パイロットプロジェクト）内容の検討を支援する。

活動３－３：パイロットプロジェクトの結果を踏まえ、レッドライン沿線全体の TOD 事業にかかる将来ビジョンの策定を支援する。

活動３－４：将来ビジョンの内容を踏まえ、レッドライン沿線全体の TOD 事業内容の検討を支援する。

活動３－５：策定した TOD 事業内容の実現に向け、具体的取組みの推進を支援する。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的に活動を実施し、C/P 自らが管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、業務終了後の更なる成果の発現や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや業務を取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（事業の基本計画（ワーク・プラン）の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、基本計画の変更を要する場合は、受注者が変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、業務の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・

巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- 業務の成果検証・モニタリング及び業務内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

☒ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に長期専門家を派遣している。受注者は、長期専門家と連携し、成果の達成を図ることとする。ワーク・プラン、業務進捗報告書、業務完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添1「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、業務の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 成果のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、業務の進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、業務の計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、業務進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、業務の成果や目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した業務の活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、業務の活動結果、成果の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣している専門家の業務内容

< 指 導 科 目 >

鉄道セクター

<派遣の目的>

運輸省鉄道局（DRT）を対象に、タイ国内で計画中・実施中の各種鉄道事業や鉄道人材育成の支援により、DRT の能力強化や鉄道人材の育成を図り、もって適切な事業計画の立案及び円滑な実施や鉄道人材開発に資するもの。

<活動内容>

1) JICA 関連案件やその他 MOC に則した調査・プロジェクトの支援

- (a) 「バンコク首都圏都市鉄道新マスタープラン（M-MAP2）」、「東西経済回廊鉄道」、「南部経済回廊鉄道」、「バンコク都市鉄道整備」、バンスー開発（主に鉄道の観点からの助言等）などに関する技術的助言・政策提言の提供。特に M-MAP2 とプロジェクトとの連携を図り、マスタープランの具体化を図るための公共交通指向型開発等の助言。
- (b) タイの鉄道関係機関（運輸省（MOT）、運輸政策計画局（OTP）、DRT、国鉄（SRT））及びタイの他の組織・機関の要請に基づき、上記(a)に挙げられた調査・プロジェクトに関わる助言・組織間の協調支援。
- (c) 鉄道行政一般にかかる助言の提供。特に、鉄道事業法の法案内容の詳細を規定する省令等の具体的な制度設計にあたり、日本での鉄道行政の経験を踏まえた日本の実例等を提示する。

2) タイの関連鉄道組織・機関の組織強化支援

- (a) 特に、RTRDA の運営上の課題を特定し、日本からの技術移転内容の検討、日本での技術的な取組みや事例の提供等を含む助言を行う。

3) タイの鉄道セクターにかかる情報収集

- (a) 特に、タイ政府内のバンコク-チェンマイ高速鉄道案、泰馬高速鉄道案の検討状況や中国とシンガポールを結ぶ鉄道計画の状況、その他タイ国内で整備予定の鉄道各事業等について、日本政府・JICA に情報提供する。

4) 今後の協力の検討

- (a) 専門家活動を通じて収集・分析した情報や、構築された人的ネットワークを生かし、日タイの鉄道協力の検討・推進にかかる新たな取り組みを構想・企画する。また、それらネットワークを活用し、その他日本が関連するタイの鉄道関連事業を巻き込んだ人的交流を促進する。

<期待される成果>

- 成果1：鉄道分野において技術的助言・政策提言が与えられ、MOCに則した調査・プロジェクトの実施が促進される。
- 成果2：運輸インフラ開発戦略の効率的かつ効果的な実施・更新に関する助言が行われる。
- 成果3：タイの鉄道関連組織・機関の体制整備、人材育成が行われる。

(参考) 別途派遣している専門家の業務内容

< 指導科目 >

都市開発及びスマートシティ

<派遣の目的>

上位目標：タイ国鉄（SRT）の駅周辺地区において TOD とスマートシティのコンセプトに基づく都市開発が実現される。

プロジェクト目標：SRT が所有する土地の一体的な開発及びスマートシティ開発に係る SRT 及び SRT アセット社（SRTA）の能力が強化される。

<活動内容>

活動1： Bansu 地区のマスタープラン（アクションプラン）及びスマートシティ計画の承認に向けた両計画の策定にかかる助言を行う

活動2： Bansu 地区の一体的開発の実現に向け、事業実施に係るインフラ総合計画及びまちづくりガイドライン等の策定にかかる助言を行う

活動3： Bansu 地区の事業推進のため、開発事業者公募に向けた条件整理並びに公共施設（バスターミナル等）の検討にかかる助言を行う

活動4： Bansu 地区並びに SRT の開発地区の持続的な都市機能を維持するための制度、組織等の検討の支援を行う

活動5： Bansu 地区以外の SRT の開発地区における情報収集、課題整理及び開発計画や開発スケジュール策定にかかる助言を行う

<期待される成果>

成果1： Bansu 地区のマスタープラン（アクションプラン）及びスマートシティ計画が承認され、インフラ総合計画およびまちづくりガイドラインに基づいて、各ゾーンの開発事業者の公募が順次行われ、事業が推進される。

成果2： SRT が推進する駅周辺地区開発に関し、候補地の開発計画や開発スケジュールの策定が推進される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：鉄道に関する計画策定に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙4 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：タイ国及び全途上国

② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年10月上旬～2028年9月下旬

（２）業務量目途と業務従事者構成案

- １）業務量の目途 約 29.05人月
- ２）渡航回数を目途 延べ33回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- タマサート大学駅及びサラヤ駅を対象としたTOD事業内容の検討

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 要請書

２）公開資料

- タイ国バンコク首都圏都市鉄道新マスタープラン（M-MAP2）策定能力向上プロジェクト業務完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12386371.pdf>

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

141,947,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3) 別見積りとしている項目、及び(4) 定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記

のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（15,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	タマサート大学駅及びサラヤ駅を対象としたTOD事業内容の検討に係る経費	第2章 特記仕様書案 第6条 再委託	15,000,000円	事業内容検討費一式	再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算す

る場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)